

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
31	1111	医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費() ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合 507 単位	507	1回につき		
31	1113	医師居宅療養管理指導 2		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 483 単位	483				
31	1115	医師居宅療養管理指導 3		(三)(一)及び(二)以外の場合 442 単位	442				
31	1112	医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管理指導費()(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合 294 単位	294			
31	1114	医師居宅療養管理指導 2		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 284 単位	284				
31	1116	医師居宅療養管理指導 3	(三)(一)及び(二)以外の場合 260 単位	260	260				
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	507			
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483			
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442			
31	1221	薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		558		
31	1222	薬剤師居宅療養 1・特薬			558 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	658		
31	1251	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		414		
31	1252	薬剤師居宅療養 2・特薬			414 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	514		
31	1244	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合		378		
31	1245	薬剤師居宅療養 3・特薬			378 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	478		
31	1223	薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住 者が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		507	
31	1224	薬剤師居宅療養 1・特薬				507 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
31	1255	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住 者が2人以上9人以下 の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		507	
31	1256	薬剤師居宅療養 2・特薬				507 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
31	1225	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二) 以外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		376	
31	1226	薬剤師居宅療養 3・特薬				376 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
31	1253	薬剤師居宅療養 4			(三)(一)及び(二) 以外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		376	
31	1254	薬剤師居宅療養 4・特薬				376 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476	
31	1246	薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び(二) 以外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		344	
31	1247	薬剤師居宅療養 5・特薬					344 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444
31	1248	薬剤師居宅療養 6					がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		344
31	1249	薬剤師居宅療養 6・特薬						344 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1131	管理栄養士居宅療養			ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	537 単位	537	
31	1132	管理栄養士居宅療養				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483	
31	1133	管理栄養士居宅療養	(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位		442			
31	1241	歯科衛生士等居宅療養	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	355 単位	355			
31	1243	歯科衛生士等居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	323 単位	323			
31	1250	歯科衛生士等居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295			
31	1261	看護職員居宅療養	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		402			
31	1262	看護職員居宅療養 ・准看			402 単位	准看護師が行う場合 × 90%	362		
31	1263	看護職員居宅療養		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		362			
31	1264	看護職員居宅療養 ・准看			362 単位	准看護師が行う場合 × 90%	326		
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算					
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					

→(1)、(2)については、平成30年9月30日まで算定できる。